

府公監第5号
府公第13号
令和4年1月18日

各行政機関 総括文書管理者 殿

内閣府独立公文書管理監
内閣府総合政策推進室長

行政文書の適正な管理について（要請）

今般、建設工事受注動態統計調査の調査票情報等の文書について、行政文書ファイル管理簿に記載していないもの、廃棄に当たっての内閣総理大臣への協議を経ずに廃棄しているもの及び保存期間満了後に保存期間を延長しないまま保存しているものがあるといった、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に定める所定の手続が取られていないこと、また、調査票の書き換えによって、書き換え前のデータを用いて集計し直すことが困難となっていることにより、事務・事業の実績の跡付け・検証が困難となっていることが明らかになりました。

公文書管理法が求める行政文書ファイル管理簿への記載、廃棄に当たっての内閣総理大臣への協議、保存期間の延長等の手続は、行政文書の適正な管理のため確実に行われる必要があります。各行政機関におかれては、行政文書ファイル等に係る必要な記載事項を行政文書ファイル管理簿に適切に記載すること、行政文書ファイル等の廃棄に当たって内閣総理大臣への協議を行い、その同意を得ること、保存期間満了後も当該文書を保存し続ける必要がある場合には保存期間を延長すること等、改めて、公文書管理法上の基本的なルールを遵守するよう、お願いします。

あわせて、意思決定に至る過程や事務・事業の実績の合理的な跡付け・検証に必要な行政文書を作成することについても改めて周知徹底を図るよう、お願いします。

また、行政文書ファイル等の廃棄に当たっての内閣総理大臣への協議や廃棄の実施に当たり、統計関係の行政文書ファイル等を始め保存しておくべき行政文書が含まれていないかなど、慎重な確認をお願いします。